

令和8年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和8年3月24日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	3月24日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1 番	武 藤 くるみ	2 番	多 田 陽 子
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	山 岸 美登利	6 番	飯 田 雅 広
	7 番	板 倉 浩 幸	8 番	水 野 智 見
	9 番	三 浦 知 将	10 番	吉 田 正 昭
	11 番	富 田 さとみ	12 番	伊 藤 俊 一
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 推 進 策 室	室 長	小 島 昌 己	ふ る さ と 振 興 課 長	浅 井 修
		政 策 推 進 課 長	丹 羽 修 治		
	総 務 部	総 務 部 長	鈴 木 孝 治		
	民 生 部	部 長	不 破 生 美	介 護 福 祉 課 長	松 井 智 恵 子
		こ ど も 福 祉 課 長	飯 田 陽 亮	保 険 医 療 課 長	山 田 尚 徳
	産 建 設 業 部	部 長	肥 尾 建 一 郎	土 農 政 課 長	東 方 俊 樹
	上 下 水 道 部	部 長	伊 藤 和 光	次 長 兼 水 道 課 長	石 原 己 樹
		下 水 道 課 長	北 條 寿 文		
	消 防 本 部	消 防 長	竹 内 豊	次 長 兼 予 防 課 長	綾 部 健
		総 務 課 長	三 谷 克 利		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	教 育 部 長 次	舘 林 久 美
		教 育 課 長	兼 岩 英 樹	給 食 セ ン タ ー 所 長	古 賀 慎 一 郎
本会議に職務 のため出席した者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	萩 野 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1	議案第24号	小学校（5校）体育館空調機設置工事請負契約の締結について
日程第2	議案第6号	蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
日程第3	議案第9号	蟹江町行政手続条例の一部改正について
日程第4	議案第10号	蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第12号	蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第6	議案第13号	蟹江町火災予防条例の一部改正について
日程第7	請願第1号	学校司書の適正な配置と予算執行および体育館空調整備等の明確化を求める請願書
日程第8	議案第7号	蟹江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第9	議案第8号	蟹江町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第10	議案第11号	蟹江町介護保険条例の一部改正について
日程第11	議案第3号	令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）
日程第12	議案第4号	令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第13	議案第5号	令和7年度蟹江町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第14号	霞切橋修繕及び耐震補強工事請負契約の締結事項の変更について
日程第15	議案第15号	大辻跨線橋撤去工事（階段部）請負契約の締結事項の変更について
日程第16	議案第16号	令和8年度蟹江町一般会計予算
日程第17	議案第17号	令和8年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第18	議案第18号	令和8年度蟹江町土地取得特別会計予算
日程第19	議案第19号	令和8年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
日程第20	議案第20号	令和8年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
日程第21	議案第21号	令和8年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第22	議案第22号	令和8年度蟹江町水道事業会計予算
日程第23	議案第23号	令和8年度蟹江町下水道事業会計予算
日程第24	閉会中の所管事務調査及び審査について	
追加日程第25	議案第24号	小学校（5校）体育館空調機設置工事請負契約の締結について
追加日程第26	議案第25号	令和8年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）

○議長 伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和8年第1回蟹江町議会定例会の最終日でございます。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、議事日程と議案第24号の追加議案、総務建設・民生教育の各常任委員会の審査報告書、請願審査報告書を配付しております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いをいたします。

また、傍聴される皆さんにもお願いを申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

○議長 伊藤俊一君

日程第1 議案第24号「小学校（5校）体育館空調機設置工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長 舘林久美君

おはようございます。

本日追加上程させていただきました議案について、ご説明をさせていただきます。

議案第24号「小学校（5校）体育館空調機設置工事請負契約の締結について」。

令和8年3月9日制限付き一般競争入札に付した小学校（5校）体育館空調機設置工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

- 1、契約の目的、小学校（5校）体育館空調機設置工事。
- 2、契約の方法、制限付き一般競争入札による契約。
- 3、契約金額、3億723万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、2,793万円。
- 4、契約の相手方、愛知県津島市宮川町1丁目72番地、三和テクノ株式会社、代表取締役、余郷達也。
- 5、支出科目、令和7年度蟹江町一般会計、9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理

費、14節工事請負費。

2ページをお願いいたします。

参加業者調書となります。

1番の大興建設株式会社及び2番の三和テクノ株式会社、2社の資本金及び経営審査総合数値となります。お目通しください。

3ページをお願いいたします。

入札公告の概要でございます。

1、本工事の契約は、地方自治法第234条の規定により、一般競争入札の方法によるものとした。

2、入札参加者の資格条件として、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による管工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受け、営業年数が3年以上ある者とした。

3、入札参加者の資格条件として、令和6・7年度蟹江町入札参加資格者名簿に登録され、かつ名簿に記載された管工事の総合評価が1,000点以上で、愛知県内に本店又は支店がある者とした。

4、入札参加者の資格条件として、国又は地方公共団体が発注した工事で元請として過去10年間に本工事と同種の工事を完了し引き渡した実績がある者とした。

5、入札参加者の資格条件として、建設業法第26条に規定する当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を配置できる者とした。

4ページをお願いいたします。

こちらは、令和8年3月9日に開札をさせていただきました結果をまとめた入札執行調書となります。1者辞退となりましたが、予定価格、税抜きで2億8,596万円に対しまして、第1回目の入札金額は2億7,930万円となり、落札となりました。落札率は97.69%となっております。

以上のとおりご説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

入札方法で、通常は制限付き一般入札だと思うんですけども、この前に事後審査型とついているんですけども、これの内容をお願いします。

○教育課長 兼岩英樹君

事後審査型という形で対応しております。

○教育部次長 舘林久美君

一般競争入札なんですけれども、今おっしゃった事後審査型ということで入札の条件が決まったところで公告をさせていただきます。まず初めに、その公告の内容をうちのほうの指名審査会で諮ってまいります。それでいいというところになると初めて公告をさせていただいて、札入れをさせていただきます。札入れをして入札が、落札業者が決まった結果、もう一度指名審査会に諮ってこの業者が妥当かどうかというところで、決定をさせていただくという流れになっております。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

そうすると、事後審査ということで、まず最初に内容の説明というか、ちょっとそのあたりがいまいちまだよく理解していないんですけれども、当初2者入札が希望があったんですよ。最終的に入札のときに1者辞退ということで、結局、1者しか入札がなかったよ、当初2者で。この1者、大興建設、これは理由は分かるのですか。金額が合わないのかで辞退なのか、その辺、工事的にやっぱり最終的に無理なのかという判断をしたのか、その辺は聞いていないのか、お願いします。

あと、もうちょっと詳しく事後審査型、もうちょっと分かるようにお願いします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

まず、理由につきましては、ちょっとこちらのほうで想定という形になると思うのですが、設計内容等を見て業者さんのほうが判断すると思いますので、辞退理由というのは、ちょっとこちらのほうでは把握はできておりません。

事後型というので、まず、募集をかけたときに内容のほうを記載させていただいて、それに基づいて対応しております。事後型ということで、参加申込みの条件等を踏まえて、そちらで業者さんのほうが把握して、参加の申込みをされて、あとはこちらのほうで内容を審査して対応するという形になります。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

そうなってくると、入札は基本こんな内容ですよと先に出しますよね。それは同じじゃないですか。首を振っておるけれども。そこがいまいち、その内容に従って入札の条件があって入札に参加するというので、ちょっとそこがいまいち理解しづらいんですけれども。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、事後審査型の入札について、ちょっと私のほうから補足説明をさせていただきます。

事後審査型のメリットとしましては、今回この議案の3ページにあるようないろんな条件をつけられる中で、まずは業者のほうでその条件を判断してもらいます。何がそこがメリットかといいますと、受付の時点でこちら側でそれを全てチェックする必要はなくて、まず業

者にそれを判断してもらいます。自分がそれに該当すると思われれば札を入れていただいて、入れた方が、最終的に事後審査というのは、入れた後にその条件を満たしているかどうかという、1者だけを私らのほうで判断するということで、札を入れた方全てを判断するんじゃないで、1者のみを判断することができます。例えば、札を入れた方にその条件がなければ、今度、次点の方を判断するような形になってきますので、審査の中で。そこがメリットかなということで考えております。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいまの議題となっております議案第24号は、精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第2 議案第6号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について」

日程第3 議案第9号「蟹江町行政手続条例の一部改正について」

日程第4 議案第10号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第12号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」

日程第6 議案第13号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本5案は、総務建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務建設常任委員長、三浦知将君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○総務建設常任委員長 三浦知将君

総務建設常任委員会に付託されました5案件につきまして、去る3月5日に委員会を開催し、委員全員出席の下審査を行いましたので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

最初に、議案第6号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について」を議題としました。

審査に入ったところ、第2条第2項に特殊勤務手当が第1号から第5号まで5つ規定してあるが、こういった内容かという内容の質疑がありました。

これに対し、第1号の犬猫等死体処理手当とは、通常、業者に委託している犬猫等死体回収業務を職員が行った場合に支給される手当である。第2号の災害応急作業等手当とは、これまで規定されていなかったものだが、町外への災害派遣に対する手当であるという内容の答弁がありました。

次に、本条例の制定により廃止となる従前の町職員の給与条例に規定されていた徴収手当に該当する業務の説明を求める。また、新設される災害応急作業等手当は町独自の手当かという内容の質疑がありました。

これに対し、徴収手当は、滞納処分のため外勤事務に従事した場合に日額300円を支給すると現行の町職員の給与条例で規定しているが、現状として、滞納処分は大半を郵送で行っているという状況である。ここ数年の間、支給実績もないため、今回廃止することとした。また、災害応急作業等手当を特殊勤務手当として設けるかは各市町村の判断によるが、金額については、国の人事院規則の金額に合わせて規定しているという内容の答弁がありました。

次に、町外の被災地に消防職員や町職員が派遣された場合、現状どのように取り扱っているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、規定がないため、特殊勤務手当の支給はしていないという内容の答弁がありました。

次に、現行の町職員の給与条例で規定している特殊勤務手当の支給額はいつ定めたものか、金額の見直しについてどのように考えているかという内容の質疑がありました。

これに対し、現行の町職員の給与条例で定める金額としたのは、徴収手当及び衛生手当は平成31年4月1日から、消防手当は平成14年4月1日からである。金額の見直しについては、ほかの自治体と比較した結果も踏まえ、いずれ検討していかなければならないと考えているという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第6号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「蟹江町行政手続条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、掲示場に掲示する書面をインターネット上に掲載するというのかという内容の質疑がありました。

これに対し、全国的な改正で、改正後の公示送達はインターネット上での公示事項の公表が必須となり、加えて、掲示場での掲示、または庁舎内に設置するパソコンで閲覧できるようにする必要がある。当町では、インターネット上での公表と掲示場への掲示で対応することを考えているという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第9号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を

議題としました。

審査に入ったところ、年次有給休暇の年間付与日数及び繰越しできる日数は何日かという内容の質疑がありました。

これに対し、年間付与日数は20日間、繰越しできる日数は最大20日間である。現状の保有できる年次有給休暇は最大40日間であるが、今回の改正により付与する期間が年単位から年度単位に切り替わるため、3月31日現在在籍している職員へは、令和9年1月分から3月分の年次有給休暇5日間を令和8年4月1日に付与する。今回の特例として、令和8年3月31日現在在籍している職員は最大45日まで保有できるという経過措置を設けているという内容の答弁がありました。

次に、職員の年次有給休暇の取得状況はどうかという内容の質疑がありました。

これに対し、10日以上取得を推奨しているが、取得状況には個人差があるという内容の答弁がありました。

次に、年単位から年度単位に切り替えるメリットは何かという内容の質疑がありました。

これに対し、年単位では、1月の時点で年次有給休暇を40日保有している年度末退職者の場合、40日を使い切ろうとすると1月から3月までの3か月間で40日休みを取らないといけないというデメリットや、課ごとの年休取得率を算出する際に人事異動があると把握しづらくなるというデメリットがある。年度単位での付与になれば、それらのデメリットが解消されるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、一部改正の概要については、第5条第2項第2号に「消防作業従事者等」とあるが、「等」にはどのような人が該当するのか。また、第5条第3項第1号において、令和8年度は配偶者加算額が廃止予定であるが、説明を求めるといった内容の質疑がありました。

これに対し、消防作業従事者等には、その場に居合わせたなどの理由で火災や救急、水防業務に従事、あるいは協力した一般の方が該当する。配偶者加算額は、一般職の職員の給与に関する法律の規定に準じて廃止するという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第12号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題としました。

施行期日について、令和7年11月12日付で発出された「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を

改正する省令等について」の総務省消防庁次長通知に、施行期日が令和8年3月31日とされていたことに準じて、本議案の施行期日を令和8年3月31日としたと補足説明を受けた後、審査に入ったところ、今後新築する一般住宅には、感震ブレーカーの設置が義務づけられるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、あくまでも努力義務であるという内容の答弁がありました。

次に、感震ブレーカーの設置に対する助成制度を整備していく必要があると考えるが、どうかという内容の質疑がありました。

これに対し、他市町村の動向も見据えながら、関係各課と情報共有を図っていくという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第13号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(9番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第6号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第3 議案第9号「蟹江町行政手続条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第4 議案第10号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第5 議案第12号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第6 議案第13号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、消防次長兼予防課長、消防本部総務課長、教育課長の退席と、介護福祉課長、こども福祉課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

(午前9時28分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時29分)

○議長 伊藤俊一君

日程第7 請願第1号「学校司書の適正な配置と予算執行および体育館空調整備等の明確化を求める請願書」

日程第8 議案第7号「蟹江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」

日程第9 議案第8号「蟹江町犯罪被害者等支援条例の制定について」

日程第10 議案第11号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を一括議題といたします。

本4案は、民生教育常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

民生教育常任委員長、山岸美登利さん、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○民生教育常任委員長 山岸美登利君

民生教育常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る3月5日に委員会を開催し、委員全員出席の下審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に民生部に関する案件、議案第7号、議案第8号及び議案第11号の審査を行い、次に、請願第1号の審査を行うことといたしました。

最初に、議案第7号「蟹江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたしました。当条例は、令和8年度から開始することも誰でも通園制度の給付対象施設であることを確認する際の基準を定めるものであるという補足説明を受けた後、審査に入ったところ、国の基準に準じて町も基準を設けるのか。また、1時間当たりの受入れできる人数は何人までかという内容の質疑がありました。

これに対し、国の基準同様に町の基準を定める。また、受入れ人数は今のところ1時間当たり5人までを予定しているが、最初のうちは多少の混乱も考えられるため、人数を制限する場合もあるという内容の答弁がありました。

次に、こども誰でも通園制度では、町外や県外の子供でも蟹江町の保育所を利用できるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、全国どこでもこども誰でも通園制度は利用できるが、町の裁量で町内の利用者を優先的に受け入れることもできるため、申込時期を町内と町外の利用者でずらすことなども検討しているという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第7号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「蟹江町犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題としました。

当条例は、犯罪被害者やそのご家族などに寄り添いながら必要な支援の充実を図ることで、町民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため制定するものであるという補足説明を受けた後、審査に入ったところ、この条例にある事業者とは、犯罪被害者の方の勤務先のことかという内容の質疑がありました。

これに対し、主に犯罪被害者の勤務先のことである。犯罪被害者の方が心身に影響を受けることによる通院などや捜査、裁判手続などのための休みについて、配慮するよう求めるものであるという内容の答弁がありました。

次に、窓口はどこの課が担うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、令和8年度から実施を予定している重層的支援体制整備事業の中の相談を活用しながら、犯罪被害者等の支援も一体的に行っていく予定であるため、最初の窓口は介護福祉課が担うという内容の答弁がありました。

次に、相談スペースはあるのか、また、今までに犯罪被害者等の支援に関する相談はあったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、相談場所としては、会議室を予約し使用する。また、犯罪被害者等の支援相談は今までに1件もない。今後相談があれば、令和7年度から県に配置されている犯罪被害者等支援コーディネーターと協力をし、支援に当たっていきいたいという内容の答弁がありま

した。

次に、第4条に犯罪被害者等の支援に必要な施策を策定とあるが、既に策定しているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、条例の制定の上は、今後検討していくという内容の答弁がありました。

次に、第8条に経済的負担の軽減をうたっているが、条例施行直後からできる支援はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、犯罪被害者等の支援金の給付要綱を定め、3月議会で予算が認められれば、要綱の規定に基づき、犯罪被害の度合いによって定める金額を支給することを想定している。具体的には、遺族支援金として30万円、重傷病支援金として10万円、精神療養支援金として2万5,000円を支給するという内容の答弁がありました。

次に、第13条に犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合が規定されているが、支援の可否はどのように判断するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、愛知県の犯罪被害者等見舞金制度の該当者は、本町のこの条例に規定する支援対象に該当するため、県の審査が通らない方は町でも精査の上、支援の可否を判断する必要があるという内容の答弁がありました。

次に、町から犯罪被害者等へ支援に該当する旨の案内をするのかという内容の質疑がありました。

これに対し、町が犯罪の被害者の情報について知るすべはないため、犯罪被害者等からの申出による申請が必要であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第8号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題としました。

当条例は、介護保険制度の健全な運営を目的としたものであるという補足説明を受けた後、審査に入ったところ、今回の改正による介護保険料算定の特例は、第9期の最後となる令和8年度に限ったものかという内容の質疑がありました。

これに対し、令和8年度に限ったものであるという内容の答弁がありました。

次に、介護保険料の段階は、世帯の所得で決定されるとの考え方でよいかという内容の質疑がありました。

これに対し、本人の所得及び同じ世帯の方が、課税か非課税かどうかで判定されるものであるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「学校司書の適正な配置と予算執行および体育館空調整備等の明確化を求める請願書」を議題としました。

審査に先立ち、この請願の紹介議員である板倉浩幸議員から請願の趣旨説明を受けた上で質疑に入ったところ、学校司書の資格とはどのように取得するのか。また、学校司書の業務内容はどのようなものかという内容の質疑がありました。

これに対し、学校図書館法に則って学校図書館の運営を担う専門職員である。主な業務内容としては、専門的な観点から必要な図書を見極め、図書の入替え作業を行うだけでなく、資料の整理や学習活動の支援、読書案内や広報の活動があるという内容の答弁がありました。

次に、不登校児童生徒や休み時間に図書館を利用する児童生徒の見守りも学校司書が担うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、学校司書に見守りの役割を求めているわけではない。学校図書館を心の居場所（サードプレイス）として機能させることを求めているという内容の答弁がありました。

次に、近隣市町村において学校司書は配置されているのか、また、配置されている場合、配置人数や巡回型かなど、どのような体制であるかという内容の質疑がありました。

これに対し、学校司書が配置されている市町村は、近隣ではあまりないという内容の答弁がありました。

次に、ＩＣＴ環境に対応した情報リテラシー支援の役割も重要とあるが、学校司書の配置でデジタル化がどのように進むのかという内容の質疑がありました。

これに対し、関連性については把握していないという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑や発言がありましたが、終結し、討論を求めたところ、反対討論として、学校司書の配置に関しては賛同するが、学校司書の配置よりも優先して実施すべき事業があると考え、請願の趣旨全体に賛同することができないという内容の発言がありました。

賛成者の討論を求めたところ、発言はなく、討論を終結いたしました。

採択することに賛成者の挙手を求めたところ、挙手はなく、請願第１号は、不採択とすべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

（５番議員降壇）

○議長 伊藤俊一君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第７ 請願第１号「学校司書の適正な配置と予算執行および体育館空調整備等の明確化を求める請願書」の委員長報告に対する質疑に入ります。

○２番 多田陽子君

２番 多田陽子です。

予算審議でも学校図書について問いましたけれども、現場の先生方からの要望で学校図書を購入しているという答弁がありました。また、学校施設の整備に関しても同様の答弁でし

た。つまり、当町では、新年度の予算においても、学校の先生方からの意見というのをとても重要視していると解釈をしましたが、では、討論の際に、学校司書の配置に関して学校現場などからどのような声であった等の意見などはありませんでしたでしょうか。

○民生教育常任委員長 山岸美登利君

ただいま多田議員からお尋ねがございました内容の質疑、討論はなされておられません。
以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、さきの委員長報告が不採択でということですので、先に委員長報告に対する反対者の発言を許します。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党、板倉浩幸です。

請願第1号に賛成の立場から討論をいたします。

この請願は、学校司書の適切な配置であります。学校図書館には、学校における学習センター、情報センター、読書センターの3つの役割があります。学習のための資料と情報、そして学習の場を提供することで、学校教育の充実に資するのみならず、児童生徒が自発的かつ自由に多様な本に触れることによって、豊かな感性と知識研究の意欲を育てます。加えて、児童生徒にとっても学校でのオアシスであることが求められています。

学校司書の配置は、国、文部科学省が示しているように、小学校、中学校のおおむね1.3校に配置、将来的には1校に1名を目標として財政措置もされています。蟹江町では、令和6年度の算定基準では、年間約924万円が地方交付税で算入され、この財源を学校司書に使うべきであり、令和6年度までの学校配置という目標が現状はゼロ校のままで現在に至っているのは、極めて重い課題であります。

また、学校司書の全校配置は教員の働き方改革でもあり、教員の負担軽減である施策であります。しかしながら、体育館の空調設置、教育D X、インクルーシブ教育の推進で配置を見送っており、国が財政措置を講じるとして、学校司書の配置を学校図書機能の充実につなげる取組の検討としております。

公立小中学校での配置率が7割を超えている配置状況の現状を重く受け止め、検討ではなく、国の財政措置を活用し、学校司書の配置でいつでも開いている学校図書館を要望して賛成討論といたします。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に反対者の発言を求めます。

○3番 志治市義君

3番 新風 志治市義です。

私は、本請願に対し、反対の立場で討論申し上げます。

様々な要因で、昨今、子供の本離れは顕著です。読書は、特に子供の人格形成にとってとても有意義であると思います。ですから、学校司書を置くことによって子供の読書環境を整え、読書の啓発、深化を促すことはとても大切なことだと思いますし、教室や家庭での読書活動と連携することで、子供の読書に対する興味関心を増すことができ、ひいては本離れを食い止めることができると考えます。

一方、学校教育の現状はどうか。元教員の立場として例を挙げます。私は、毎年週2時間弱の授業を受け持ち、数時間ある空き時間は、実験の準備や後片づけ、教材研究などに使っていました。外国籍の生徒が増えてきたため、外国人の学習支援教室ができ、この教室を担当するスクールサポーターの補助に時々入ることになりました。この時間は年々増え、そのため、教材研究や実験準備が勤務時間終了後になることが多くなってまいりました。

2つ目、これは特に小学校に顕著ですが、特別支援学級が増え、本町の各小学校に3から5クラス設置されていますが、教員のほかにスクールサポーターも配置されています。子供は教科によっては交流学級で学びます。このときサポーターが付き添いますが、子供にとっては教科も時間も一人一人違うため、予定を組むのがとても大変で、付き添う人も足りません。

3つ目、理科はどの学年も6月から7月に実験が多くあります。時に部屋の窓を閉め切る必要があります。バーナーを使う実験です。外から風が吹き込むと炎が飛び、ガスだけが出て引火、爆発のおそれがあるからです。理科室にはクーラーがなく、かといって扇風機も使えません。毎年この時期は生徒も教員も汗だくです。

では、学校図書館の業務の現状はどうか。本町の図書は、令和3年から学校図書館システムが導入され、全ての本にバーコードがついています。また、ほとんどの学校が毎日昼放課に10分から15分程度開館します。図書の貸出し、返却業務は、センサーをバーコードに当ててピッで完了です。そのほか、配架本の整理、掲示物の作成等は、学校で児童生徒により組織されている図書委員会が受け持っています。1日の利用者数は、少ないところで10名、多いところで四十数名であると聞いています。本好きな私としては、請願のとおり学校に司書を配置していただけたら、図書館教育のより一層の充実が図れるので、とてもうれしいです。

しかし、今述べましたように、業務の実際は子供たちで行える分量です。さらに、ほとんどの学校には司書教諭が1ないし2名いらっしゃって、運営の手助けをしています。もっと大事な視点があります。これら子供が行う業務は学校教育の大切な場、経験の時間でもあるということです。本町のこの図書館業務を鑑みると、請願にあるように、年間900万円を超える報酬を得るほどの業務が配置すべき学校司書にあるとは思えません。そのお金を特別

教室の空調設置に頂けたら、あるいはスクールサポーターの増員に充当していただけたら、整った学習環境でより多くの子供たちがその恩恵を受けることができ、また、安全に学習を進めることができます。

学校司書は、ぜひ配置してほしいと思います。しかし、それよりも前にやってほしいこと、優先することが幾つもあります。全体を見てバランスよく交付税、交付金を使っていきたい、そういう意味で、私はこの請願に対し、反対とさせていただきます。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決をいたします。

請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

日程第8 議案第7号「蟹江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号「蟹江町犯罪被害者等支援条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、介護福祉課長の退席と土木農政課長、政策推進課長、給食センター所長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前9時55分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時56分)

○議長 伊藤俊一君

日程第11 議案第3号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで、政策推進課長、こども福祉課長、給食センター所長の退席と、下水道課長、保険医療課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

(午前9時57分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時58分)

○議長 伊藤俊一君

日程第12 議案第4号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第13 議案第5号「令和7年度蟹江町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第14 議案第14号「霞切橋修繕及び耐震補強工事請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今回変更ということで、増額で8万1,400円という変更が出ているんですけども、変更理由として工程の一部を増工したことを触れながら、通行禁止期間が短縮され、交通誘導の誘導員が減員となったとあるんですが、ということは、増えた部分と減った部分があって、最終的にこの金額になったんですか。実際にでは増えた部分がどのぐらいでというのが分かりましたらお願いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

こちらに関しましては、プラスマイナスがありまして、増減で、結果増額ということになっておりますが、ちょっと今主要なものの資料しか、すみません、ございませんが、橋梁塗装工の一部増額というところで、腐食が激しいところを下塗り、中塗りというところが増工となっているところがございます。こちらで直接工事費ということであると、130万円ほどの増というところになっています。あと、仮設工というところで、こちら交通誘導員の減というところがございますが、こちらで150万円ほどの減ということになるのですが、トータルで今主要なもののみしか上げておりませんけれども、今こちらの資料としてございますのはこのぐらいの程度でしかございませんが、そういった増減があって、結果こういった形の増額というふうになっております。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

ということは、工事が腐食が原因で増えました。誘導員で減りました。トータル的にこういう金額で、では、逆転した場合は上がってくるんですか。マイナスになった場合、ちょっとそこら辺、お願いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

減額に関しましても、減ということでさせていただきます。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

減額でも上げてくるということなんだけれども、通常だったら民間企業で上げてくるのかなと思うんだけど、その辺どうなんですか。マイナスになった場合は、そのままで何も言っていないのかなと思っちゃうんだけど、それはいいですか。その辺、補足をお願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えをさせていただきます。

この公共工事に関しましては、最終的に完了検査を行いますので、当初の設計どおり出来形があるかどうか、しっかりと確認をさせていただきます。その出来形通りでなければ、もちろん先ほど課長が答弁したように、マイナスということで減額という変更を行います。今回この議案に関して上げさせていただいた理由としましては、当初、5,000万円以上の工事ということで、議会に上げるに当たって、まずこの契約の目的、方法、金額、あと相手方、これを上程をさせていただいております。この一つでも変更があれば、これは再度変更ということで、今回のように議案として上げさせていただくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑はございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号「大辻跨線橋撤去工事（階段部）請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここで、土木農政課長の退席と上下水道部次長兼水道課長、介護福祉課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

(午前10時06分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時07分)

○議長 伊藤俊一君

日程第16 議案第16号「令和8年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月17日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第16号「令和8年度蟹江町一般会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

物価高で地方財政への影響で、国の2026年度の歳入の一般財源総額でも、過去最高の税収の見通しであり、蟹江町においても過去最高の総額140億6,349万7,000円、当初予算であります。特に町税、また地方交付税の増額、また都市計画税であります。このような状況を見込みとしておりますが、世界情勢的から見ても少々不安があります。新たに子育て短期支援や親子関係形成支援、こども誰でも通園制度、重層的支援体制整備事業など、新事業は国の施策であり、町独自の施策がまだまだ足りないと思います。

また、デジタル化推進を前面に打ち出したマイナンバー制度に伴う個人番号交付事務費及び個人番号の交付事業費が計上している点、現行の保険証をなくして、マイナ保険証によりマイナンバーカードの取得を任意から事実上強制にすることも認めることができません。

次に、国民健康保険事業に昨年と同額の3,000万円の法定外繰入をしておりますが、増額の必要が国保会計にあります。一般会計からの繰入れが制限されると引上げになる可能性があるので、問題点がございします。介護保険事業でも同じ考えであります。介護予防・日常生活支援総合事業ということで実施されておりますが、低所得者対策や介護保険料引下げのために一般会計からの繰入れも行う必要があります。

これらが反対の大きな理由であります、ほかにも幾つか疑問点があります。子育て支援

において0－2歳児の保育料、中学校の学校給食の保護者負担の値上げなどです。やはり教育負担の軽減で子育て応援をするべきであります。子育てするなら蟹江町と言える施策の拡充、高齢者施策でも高齢者や障害者の外出移動支援、配食サービスの拡充、補聴器への補助など、住民の要求がまだまだ必要であります。住民の暮らしと福祉をよくすることが自治体の役割であります。命と暮らしを守る町政づくりで、住民目線に立った暮らし応援の制度の対応が必要だと考えます。

よって、議案第16号「令和8年度蟹江町一般会計予算」に反対をさせていただきます。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

私は、令和8年度蟹江町一般会計予算について、賛成の立場から討論を申し上げます。

令和8年度の蟹江町一般会計当初予算につきましては、前年度比約1.9%増の140億6,349万7,000円を計上しています。この増加となった主な要因は、令和7年度の当初予算がそもそも骨格予算であったことに加え、依然として続く物価高騰や人件費の高騰による影響、さらには、令和9年度の乳児専門保育所化に向けた蟹江保育所の改修工事や蟹江富吉南土地区画整理事業への支援に係る経費の大幅な増加などに伴うものであります。

また、そのほかの内容としましては、重層的支援体制整備事業の本格実施に係る予算や国の地域未来交付金を活用した地方創生に係る予算、令和8年度から無償化される公立小学校の給食に係る予算、町公式LINEを導入し、住民の利便性の向上を図るための予算など、複雑多岐にわたる時代において多くの町民ニーズを反映した予算になっており、どれも必要不可欠なものであると考えます。そのため、一般会計の予算規模は、昨年度に次ぐ過去2番目の規模となっておりますが、現在を時代の大きな変革期と捉え、次世代につながるまちづくりに向けた力強い一歩となる内容であることを評価いたします。

日本経済は緩やかに回復しているとはいえ、イラン情勢、ウクライナ情勢等、依然として物価高騰要因は住民生活に大きな影響を与え続けており、先行きが不透明な状況が続いています。そのような状況下においても、教育や福祉の充実、町民の安心・安全、産業の振興など、多方面の分野において行政需要がますます高まるではありますが、経験豊かな蟹江町長、この政治的、行政的手腕を発揮されることを期待しております。

最後に、堅実な歳入の確保と事業の費用対効果を十分に勘案の上、さらなる事業の選択と集中を心がけ、将来に負担を残さない持続可能な住民目線による町政運営を期待し、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、本議案についての賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第16号は可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第17 議案第17号「令和8年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第17号「令和8年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

毎回のようにお伝えをしますが、中小企業の労働者が加入をする被用者保険に加入した場合と比べ、同じ年収、また家族構成の世帯が加入する医療保険が違うだけで負担が2倍前後と違うのは、まさに制度間の格差、不公平と言えるものであります。国保事業自体は2018年4月から国保の財政運営が県単位化となり、政府も毎年3,400円の公費を計上していますが、国庫負担割合のさらなる引上げによる財政基盤の強化や低所得者に対する保険税負担の軽減策の拡充また強化、傷病手当金を創設し、子供の均等割保険税を軽減する支援にさらなる拡充も必要であります。

また、予算審議でも質問をしました子ども・子育て支援金が、保険税に上乗せして徴収されることが含まれていることにあります。この支援金は国保に加入する現役労働者、子育て世代の負担増につながり、国がやらないことを支援してこそ蟹江町の役割だと思います。国保に対して公費投入が必要で国の予算を増額すること、県の補助金を復活させることを県に求めていくことがあります。

これらの理由により、国民健康保険事業会計の令和8年度に対しての予算に反対をいたします。

以上であります。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○9番 三浦知将君

9番 新政会 三浦知将です。

私は、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、被保険者の健康と生命を守るなくてはならない重要な制度です。また、

その財源となる保険税は、医療費や出産育児一時金、健康診査等の基となるもので、ますます高まる医療へのニーズに応えるためのものです。町では、地方税統一QRコードの活用による支払い手段の多様化や口座振替納付の積極的な利用を促進し、より納税しやすい環境を整え、収納率向上に取り組んでいます。

今後も引き続き、特定健診の受診率向上や生活習慣病予防、疫病の早期発見、重症化予防など、保健事業をより充実させるとともに、滞納対策にさらに取り組み、健全な制度運営に一層努めていただくよう要望し、本案に賛成いたします。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第17号は可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第18 議案第18号「令和8年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月17日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第19 議案第19号「令和8年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第19号「令和8年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

第9期の介護保険事業計画の最終年度の予算であります。介護保険制度は、介護サービスを充実させれば保険料が上がる、保険料を抑制すればサービスが削減される、こういった仕組みとなっています。現在の介護保険は国の公費負担を減らし、自助・共助に負担を求めて

きたこの介護保険制度であります。2000年度から介護保険制度が始まりましたが、この間、年金は目減りする中で、物価高もあります。介護保険料が2倍にもなり、年金生活者にとっては非常に苦しい生活が強いられています。

制度が発足したときは、家族の介護の負担を軽減するため、社会的に介護をするということが目的でありましたが、今では保険料が高くて暮らしが成り立たない、思うようなサービスが受けられない、サービスを受けるにもお金がかかり、サービスを受けようか悩んでしまうという声も寄せられています。高い介護保険料を払い続け、いざサービスを受けようとしたらサービスが使えない、今後ケアプランの有料化や要介護1・2の介護保険給付外し、そして利用料の2倍化など、さらなる改悪を進めようとしております。町としても国に対してしっかり要求、意見を言って、高齢者が安心して歳を重ねていけるよう、制度を改善させる必要があると考えます。

よって、令和8年度介護保険の予算に対して反対といたします。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○3番 志治市義君

3番 新風 志治市義でございます。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

令和6年度から令和8年度の第9期介護保険事業計画期間の3年目の予算案であります。令和8年度予算総額は、前年度と比較して約4億7,000万円増の約40億円となっております。高齢化の進展に伴い、要介護者、要支援者が増加しているため、介護給付費は今後も増え続けるものと推測されます。予算額の増加はやむを得ないことと思いますが、家族等介護者の負担軽減、サービスの適正化や介護予防事業、認知症施策を推進し、住民ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう努めていただき、中長期的な見通しの下で健全な事業運営をされることを要望し、本案に賛成いたします。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第19号は可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第20 議案第20号「令和8年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第21 議案第21号「令和8年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉浩幸です。

議案第21号「令和8年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」に反対の立場から討論をさせていただきます。

主な理由として、2年ごとの見直しの保険料の値上げに加え、子ども・子育て支援金の上乗せが含まれております。子育て支援の重要性は理解しますが、国民に広く負担をさせる仕組みが問題であり、特に保険料が高いと批判をされている後期高齢者に負担を課すのは間違いであると思います。後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠に強制的に囲い込んで負担増と差別を押しつける制度であると考え、この制度自体に反対でもあります。

医療費窓口負担の2割負担が導入され、保険料の負担増に窓口負担増の高齢者の方々は大変苦しい生活をしております。後期高齢者医療制度は速やかに撤廃をし、元の老人保険制度に戻し、減らされ続けた高齢者医療の国庫負担を増額し、保険料や窓口負担の軽減を求めるとして、この制度の構造的な問題と保険料の値上げについて反対であり、令和8年度の後期高齢者医療保険事業特別会計予算に反対をさせていただきます。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原裕介です。

賛成の立場から討論申し上げます。

令和8年度の後期高齢者医療保険事業特別会計予算は、歳入歳出とも後期高齢者医療保険

被保険者数の増加に伴う療養給付費の増加に対応する予算措置がされており、適切な後期高齢者医療保険運営に必要な提案であります。今後も引き続き高齢者の健康を第一に考え、適切な医療給付と保険料の収納率向上を一層促進し、健全な財政運営に努めていただくよう要望し、本案に賛成いたします。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第21号は可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第22 議案第22号「令和8年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第22号「令和8年度蟹江町水道事業会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

反対の主な理由としては、蟹江町の水道使用料金は、県下でも高い水道料金である中で、水道料金適正化審議会が現在開催をされています。物価高騰で町民の生活が疲弊しているときに値上げの方向であり、令和8年度の予算にも反映をされています。住民から徴収をした水道料金を世代間の負担公平を図るべきであり、水道事業の経費の見直しや配水管の老朽化、設備の更新などは国・県が整備を進めるべきで、水道料金に上乘せをするべきではないと考えます。

よって、令和8年度水道事業予算に反対とさせていただきます。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番 佐藤 茂君

14番 新風 佐藤茂です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

水道料金におきましては、施設の老朽化が進む中、水需要の低迷により給水収益が減少し、依然続く物価高騰による経費の増加に加え、県営水道料金の改定による受水費が増えたことにより、経営は依然として厳しい状況になっております。このような経営状況にありましても経費の節減に努められ、安心・安全な水の安定供給を堅持された予算が編成されております。将来にわたり持続可能で強靱な水道の構築を図られることを期待し、本案に賛成とさせていただきます。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第22号は可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第23 議案第23号「令和8年度蟹江町下水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

ここで、上下水道部次長兼水道課長、下水道課長、保険医療課長の退席と、ふるさと振興課長、こども福祉課長、教育課長、給食センター所長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前10時35分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 伊藤俊一君

日程第24 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75号の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第24号「小学校（5校）体育館空調機設置工事請負契約の締結について」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第25 議案第24号「小学校（5校）体育館空調機設置工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

（午前10時47分）

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時48分）

○議長 伊藤俊一君

ただいま理事者側から、令和8年度一般会計予算に係る補正予算案を上程したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

理事者側から申出のありました令和8年度一般会計予算に係る補正予算案を、この際日程に追加し、議案第25号「令和8年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第26 議案第25号「令和8年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第25号「令和8年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」。

令和8年度蟹江町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,763万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億9,113万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページのほうをお願いいたします。

今回の補正案につきましては、国の補助金を受けまして、物価高騰の影響を受ける子育て世帯や高齢者などの生活者に対して必要な支援をきめ細やかに実施するものでございます。

詳細につきましては、後ほどの全員協議会でご説明させていただきます。

それでは、歳入でございます。

まず、13款分担金及び負担金、2項負担金、2目教育費負担金、補正額が5,726万9,000円の減額補正でございます。

内訳といたしまして、中学校給食費保護者負担金5,726万9,000円の減額でございます。これは重点支援地方交付金により、令和8年度分の中学校の給食費を全額補助するため、保護者負担金を全額減額するものでございます。

次に、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額が1億1,637万7,000円の増額補正でございます。

内訳といたしまして、重点支援地方交付金（保育所給食費等支援特別給付金給付事業）4,971万4,000円、重点支援地方交付金（高齢者支援給付金事業）6,666万3,000円でございます。内容につきましては、歳出のほうでご説明させていただきます。

それから、4目商工費国庫補助金、補正額が9,025万9,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、重点支援地方交付金（プレミアム付デジタル商品券発行事業）9,025万9,000円でございます。

6目教育費国庫補助金、補正額が7,184万2,000円の増額補正でございます。内訳といたし

まして、重点支援地方交付金（学校給食費物価高騰対策支援事業）が1,457万3,000円でございます。これは令和8年4月から令和9年3月までの小中学校の給食について、町の公費負担30円に対して重点支援地方交付金を充当するものでございます。

次に、重点支援地方交付金（中学校給食費全額補助事業）が5,726万9,000円でございます。これは13款の中学校給食費保護者負担金に代わり、中学校給食費の財源となるものでございます。

続きまして、16款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金、補正額が2,100万円の増額補正でございます。

内訳といたしまして、げんき商店街推進事業費補助金（プレミアム商品券）2,100万円でございます。

最後に、20款1項1目繰越金、補正額が1,457万3,000円の減額補正でございます。

内訳といたしまして、前年度繰越金1,457万3,000円の減額でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、10ページ、11ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、補正額が6,666万3,000円の増額補正でございます。

財源内訳は、全額国庫補助金でございます。これは65歳以上の高齢者1人当たり5,000円を給付する高齢者支援給付金事業でございます。

2項児童福祉費、1項児童福祉総務費、補正額が4,971万4,000円の増額補正でございます。

財源内訳は、全額国庫補助金でございます。これは3歳から5歳児クラスに該当する児童1人当たり6万6,000円を補助する保育所給食費等支援特別給付金給付事業でございます。

次に、6款1項商工費、1目商工業振興費、補正額が1億1,125万9,000円の増額補正でございます。

内訳といたしまして、プレミアム付デジタル商品券発行事業が1億1,125万9,000円でございます。

財源内訳は、国庫補助金が9,025万9,000円、県支出金が2,100万円でございます。

9款教育費、5項保健体育費、1目学校給食管理費、補正額はゼロ円でございます。

こちらは財源内訳の更正で、特定財源の国庫補助金を7,184万2,000円増額、負担金を5,726万9,000円減額、一般財源を1,457万3,000円減額するものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで、暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催いたします。協議会室のほうへお集まりください。

暫時休憩いたします。

(午前10時56分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時46分)

○議長 伊藤俊一君

議案第25号「令和8年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

交付金を使った事業の補正予算が、今全員協議会で中身について説明をしてもらったんですけれども、補正予算ということで、金額等についてちょっと聞きたいんですけれども、先ほど三浦議員のほうからも、デジタル化のプレミアム商品券で、事務経費というか、その辺の事業が6,000万円のうち五千万幾らほかにかかってくるということで、実際にそれがでは紙だったら多分もうちょっと節約できる、もうちょっと同じトータルでもね。そこをどう見るかなんですよね。ほかの何だ、給食費にしても、保護者から徴収しないでそんなにかかるわけじゃないよね、というか全くかからない、事務費については。

あと、ほかの高齢者向けの65歳以上の5,000円にしても、予算的にもそんなにはないんですよ。この商品券だけがそういう意味で事務費等、システムとか事業者向けの補助もするよということなんだけれども、では、実際それが本当にいかにやっぱり減らすかなんですよ、事務手数料をね。当初、水道料金、この令和8年の1月、2月と水道料金の基本料金の減免をやりましたよね、これを使って。あれは本当にお金かからないんです、事務費。そういうことを含めていかに国から流れてくる重点支援地方交付金を全額充当できるような、町民の方にね。そこをもうちょっと考えていただけたらよかったのかなと、誰のためのこの国もすごい金額を使っているんですよ、当初、国自体も1世帯1万円プラス1人3,000円の見込みぐらいを全国民に出したいということで、交付金の金額が決まってきているんですよ。そこをもうちょっと何で今回、例えば水道料金の基本料金の減免を1年やるとか、そういう事務手数料を減らす努力をもうちょっと考えてもよかったのではないのかな、決して商品券が駄目とは言わないんだけど、そこがいまいちちょっと腑に落ちない面があるんだけど、誰か答えてくれるか、仕方がない、室長かな、ちょっとお願いします。

○政策推進室長 小島昌己君

それでは、板倉議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

この重点支援地方交付金、大変貴重な税金を私ども蟹江町に頂けることになりました。使い方につきましては、おっしゃられたとおり、ほかの議員からもご指摘をいただいて、水道

に払っちゃえば一番早く手っ取り早く事務費も少なくてスピーディーでしょうというお話をいただきました。まさしくそのとおりでございます。ですが、平成28年度頃からでしたか、この交付金の活用を順次やっていく中で、経験値といたしまして、その水道料を減免すると、それすらお気づきにならない住民の方が多数いらっしゃいました。これでは経済の活性化にはつながらないのではないかということの積み重ねで、他町村の動向ですとかそういうのを見て、プレミアム商品券ですとか、お子さん方に直接お金が入る仕組みや何かをいろいろ検討してまいりました。

今回のプレミアム商品券、ご指摘のとおり、非常に事務費のほうが多うございます。端的に多いか少ないかは私が言うべきではないかもしれませんが、これには買う側、商品券を買われる側、それからご商売なさって商工業者さんが売られる側、それをまたお金を自分の口座に入れるですとか、そういうことを利便を重ねることにより事務費がどんどん増していくことが、これも経験値で分かってまいりました。他町村、名古屋市だと金シャチマネーですか、稲沢市やほかの地域でもやっていたらっしゃいますが、今回は特に蟹江町に限って、蟹江町のために使うんだよということで、それならば商工会さんなどにご協力をいただいて、ぜひとも蟹江町の経済の活性化を工夫してほしいということで、総体的に今回のやり方が決まったわけでございます。

事務費をいかに、そういうアプリ業者さんに流れないようにしてやっていくかについては、やはりこの費用対効果で、利便を図るのと本当に有効にお金を使っていただけのことを熟慮しまして、やっていただく方、買っていただく方の意見をこれからもいろいろ調査させていただいて、今後のそういう事業に役立てていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○7番 板倉浩幸君

そういうことで、実際に本当に誰、さっきも全協でも言ったけれども、みんなが納得できるものを選ぶというのは本当に大変なことで、大分知恵を絞ってやってこられたと思います。最終的に、ではこれで最初の水道料金の減免、今やったら知られていなくてあまり評判がよくなかったという面もあるんだけれども、それを水道料金を当初やって、その後今の給食から高齢者の支援、商品券をやっていく段階で、交付金自体、3億4,000万円だったか、蟹江町においては、これで全部使った形になるんですか、お願いします。

○政策推進室長 小島昌己君

重点支援交付金のほうでございますが、ざっとで正確な数字ではございませんが、3億3,000万円ほどございました。今の事業を完遂しまして、また契約の動向にもよりますが、数百万円超えた状態にありますので、おっしゃるとおり、全部使う形になる予定でございます。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和8年第1回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時55分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

伊 藤 俊 一

7 番 議 員

板 倉 浩 幸

8 番 議 員

水 野 智 見